

クローン人間の産生禁止について

- 1．クローン人間の産生は、人の尊厳の保持等に重大な影響を与える可能性があるため、我が国では厳にこれを禁止することとし、昨年11月、「ヒトに関するクローン技術の規制に関する法律」が成立したところです。
- 2．最近海外でクローン人間を産生する計画が進められているとの報道がなされる中、去る2月2日（金）森総理から、私どもに対し適切な対応をとるよう指示がございました。
- 3．また、2月15日（木）に開催された総合科学技術会議においても、重ねて総理から、「クローン人間の産生は容認できないとする国際的な認識に従って、国際的な協調のもとで、世界各国が適切な措置をとっていくことが重要です。引き続き、我が国として、このことを国内外に向けて、はっきりと発信していく」という考え方が示されました。
- 4．私どもとしては、このような総理の指示に基づき、連携を取りながら、クローン人間産生禁止という我が国の強い方針を国内の関係機関に発信して参りました。また、国外に対しても、本件に係わる我が国の考え方、法律の趣旨などを外交ルートを通じて各国に説明しているところです。この状況に応じ、私どもからも各国に更に我が国の考え方等をお知らせするなど必要な措置を講じる考えです。
- 5．先の報道において、日本の夫婦がクローン人間計画に参加しているやの情報も伝えられていますが、たとえ、海外であっても、日本の方々がクローン人間産生に関わることは適当ではないと考えております。
- 6．したがって、国民の皆様方におかれましては、クローン人間産生禁止という我が国の方針について、是非とも十分ご理解をいただき、国内はもとより、海外における「クローン人間産生計画」に関わることをのまないようお願いいたします。

平成13年2月20日

科学技術政策担当大臣
笹川 堯

文部科学大臣
町村 信孝

